

# 手数料を改定します

## 各種使用料

	使用内容など	詳細	改定前	改定後
水道使用料	一般家庭用	10m <sup>3</sup> まで	1,540円	1,570円
		1 m <sup>3</sup> 超過	180円	190円
	営業・団体用	20m <sup>3</sup> まで	4,060円	4,140円
		1 m <sup>3</sup> 超過	230円	240円
	工業用	100m <sup>3</sup> まで	14,090円	14,350円
1 m <sup>3</sup> 超過		160円	170円	
メーター使用料	13mm	1基・1月	320円	330円
	20mm	1基・1月	490円	500円
	25mm	1基・1月	660円	670円
下水道使用料	一般の汚水	6 m <sup>3</sup> まで	1,110円	1,130円
		1 m <sup>3</sup> 超過	180円	190円
	臨時用	10m <sup>3</sup> まで	3,700円	3,770円
		1 m <sup>3</sup> 超過	370円	390円
個別排水使用料	一般の汚水	6 m <sup>3</sup> まで	1,110円	1,130円
		1 m <sup>3</sup> 超過	180円	190円

## 手数料

	交付内容	改定前	改定後
交付手数料	地籍に関する成果の閲覧	610円	620円
	地籍図・地籍簿の複写	1,130円	1,150円
	集成図・各種計算簿の複写	1,640円	1,670円

※上記の施設やサービスであっても、全ての料金が一律に改定されるものではなく、改定されない料金もあります。



### ● 主に、使用料・手数料を据え置く（改定しない）施設やサービス

保育料（認定こども園、問寒別へき地保育所）、公衆浴場入浴料、戸籍関係手数料、犬の登録・予防注射済票の交付手数料、斎場使用料、墓地使用料、町営住宅駐車場使用料、心象館観覧料、産業地域振興センター使用料、各種健診・検診（特定健診、各がん検診、骨粗しょう症検診、脳ドック等）の受診料 など



お問い合わせ先：総務財政課 総務グループ 電話：5-1111 告知端末機：5-8811